

富士見市告示第 2 0 5 号

制限付一般競争入札（ダイレクト入札）を執行するので地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、この公告に記載されていない事項については、富士見市建設工事等ダイレクト入札共通事項（平成 1 9 年告示第 2 2 5 号）を適用する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

富士見市長 星 野 光 弘

案件番号		2507200006
入札方法		制限付一般競争入札（電子入札・ダイレクト）
業務名		道路維持管理業務委託（その 1）【一抜け方式】
業務場所		富士見市大字水子地内外 市道第 4 5 号線外
業務概要		機械除草（肩掛式） 7,072 m² 集草 7,072 m² 積込運搬 7,072 m² 草処分 10,112 kg
業務期間		契約確定の日から 令和 7 年 1 0 月 3 1 日
設計金額		3,329,000 円(税抜き) 3,661,900 円(消費税及び地方消費税の額を含む)
最低制限価格		設定する
入札参加資格	登録業種	道路
	事業所の所在地	富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本店を有し、令和 7・8 年度の富士見市競争入札参加資格を有する者。
	実績等	・上記の者については、過去 1 0 年間（平成 2 7 年度から令和 6 年度）に、国又は地方公共団体の発注する土木施設維持管理業務委託（道路）で 1 件あたり 1 8 0 万円以上の完成実績のある者。 ・完成実績については、富士見市と契約締結権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。

その他	一抜け方式	この公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。一つの業務について、落札候補者となった者が、その後開札される他の業務について入札を行っている場合は、その後開札される他の業務の入札を無効とし、辞退したものとして取り扱う。 一抜け方式の対象業務については、別表により定める。	
入札参加 受付期間		令和7年 4月22日（火）	午前9時から 令和7年 4月30日（水） 午後4時まで
入札期間		令和7年 5月1日（木）	午前9時から 令和7年 5月2日（金） 午後4時まで
開札日時		令和7年 5月7日（水）	午前9時00分
再度入札の場合		設計額を公表しているときは、再度入札は行わない。 ただし、設計額を公開しない場合の入札回数は次のとおりとする。 （1） 再度入札は1回までとする。 （2） 初度入札に参加しない者又は初度入札において最低制限価格を設定している場合、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者は失格とし、再度入札に参加することができない。 （3） 初度入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期限及び開札は初度入札の翌開庁日とし、再入札書の受付締切時間及び開札時間は、初度入札終了後システムにより通知する。	
設計 図書等	閲覧又は 貸出期間	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載するファイルより取得すること。	
	質疑受付	令和7年 4月22日（火）	午前9時から 令和7年 4月24日（木） 正午まで 電子入札システムにより提出すること。 （※質疑については、情報公開システムに添付している質問回答書を使用してください。）
	質疑回答	令和7年 4月28日（月）	まで 電子入札システムに随時掲示する。
前 金 払		無し	—
契約保証金		要	請負代金額の10分の1以上の金銭的保証を必要とする。 （請負代金額が300万円以上の場合に限る。） ただし、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した者で、当該契約の契約書の写し又は履行を証明するものの写しを提出した場合には免除とする。

そ の 他	入札情報システムに添付の『入札参加時における遵守事項』を熟知のうえ、入札に参加すること。
	提出ファイルの拡張子は、「.docx」（Microsoft word）、「.xlsx」（同Excel）又は、「.pptx」（同PowerPoint）としてください。なお、他の拡張子のファイルは提出できません。
	落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない等の理由により、契約不締結となった場合は、次順位の入札者が落札候補者となり、事後審査を行います。（落札者が決定するまでこれを繰り返しますが、落札候補者になることができるのは、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で入札した者のみです。）

別表

対象業務	ア 道路維持管理業務委託（その１） （富士見市告示第２０５号）
	イ 道路維持管理業務委託（その２） （富士見市告示第２０６号）
概 要	・ 対象業務アの落札候補者が行った対象業務イの入札は無効とする。

問合せ 富士見市役所総務部総務課

０４９－２５２－７１３０